

事務局説明資料

2025年9月19日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

I. 虚偽記載等に対する責任のあり方(セーフハーバー・ルール)

(1) セーフハーバー・ルールの効果

(2) セーフハーバー・ルールの適用範囲

(3) セーフハーバー・ルールの内容・適用要件

II. 確認書制度の見直しについて

III. ご議論いただきたい事項

セーフハーバー・ルールの効果

民事責任	第1回DWGでは、セーフハーバーの効果を 民事責任の免責 を基本とするとの方向性について賛同を得られた。
行政責任 (課徴金)	行政のエンフォースメント手段の確保の観点から免責の対象外とすべきとの意見もあったものの、以下のような理由により免責の対象とすべきとの意見もあり、いずれも合理性があるものと考えられる。 - 民事訴訟は、課徴金納付命令が契機となって提起される例が多い(次頁参照)ことを踏まえると、金商法上の責任を問われるべき虚偽記載等の範囲を統一しておくことが適当であること - セーフハーバーの内容・適用要件について、一定の要件の下に免責とする案をとるのであれば、課徴金も免責の対象とすることが合理的であること
刑事責任	故意犯処罰を原則とする刑事責任については、将来情報等であっても故意がある場合には責任を負うべきとも考えられるため、 免責の対象外 とすることが適当との意見があった。

- ❑ 虚偽記載等の責任に対する企業側の懸念を解消し、有価証券報告書における情報開示の充実を図るとのセーフハーバーの趣旨に照らせば、**民事責任に加えて課徴金も免責することが適当**と考えられる。
- ❑ ただし、課徴金制度は、重要な虚偽記載等があった場合には当局が課徴金納付を命じなければならないとするものであり、ガイドライン改正によっても当局による適正な法執行を確保できることから、**民事責任**については**法律改正**、**課徴金**については**ガイドライン改正**により、セーフハーバーを整備することが考えられる。

(注) 訂正報告書の提出命令についても、課徴金と同様の取扱いとすることが考えられる。

第1回DWGにおけるご意見(要約)

- セーフハーバーの効果は、民事責任の免責とすべき。
- 刑事責任は謙抑的な運用がなされているので免責とする必要はないが、行政のエンフォースメント手段を確保するため、課徴金は免責としない方がよい。
- 課徴金発生後に民事責任が問われる構造にあるため、行政が開示インセンティブを担保するような制度が望ましい。
- 一定の要件の下に免責とするのであれば、民事、行政、刑事のいずれについても免責の対象とすべき。
- 一定の手続をとれば民事については重要な虚偽記載にならないのであれば、行政も同様の取扱いとすべき。
- 課徴金の執行に当たり、行政としても体制整備がなされていたかという点も考慮した上で執行の判断をするということを法制上明確にしておくことは、体制整備に対する企業の背中を押すことにもつながる。

近年の証券訴訟の状況(1)

- 近年の金商法の規定を根拠とする証券訴訟では、**重要な事項について虚偽の記載があるか**という点と**損害賠償額の算定**が主要な争点とされている。他方、**会社側の過失の有無**が争点化されている例は極めて少数。

確認対象	2015年6月1日以後に判決のあった、金商法の規定に基づき有価証券報告書の虚偽記載等に係る会社・役員の責任が追及された民事訴訟を確認。 (注1) 2015年6月1日以後としたのは、流通市場開示の虚偽記載等の会社の責任を定める金商法第21条の2を立証責任が被告に転換された過失責任とした2014年金商法の改正規定が、2015年5月29日以後に提出する開示書類から適用されていることを目安としたもの。 [出典] 第一法規法情報総合データベースを利用して、「有価証券報告書」と「虚偽」を含む事件を検索	
概要	件数	20件(審級ごとの延べ件数は30件)
	課徴金の対象件数	うち12件は課徴金納付命令の対象事案。訂正報告書の提出が契機となっている事案あり。
	虚偽記載の対象	いずれも財務諸表部分の虚偽記載であるが、財務諸表とともにガバナンス情報の虚偽記載が争点となった例が1件あり。 (注2) その他、調査対象外の事件として、大株主の状況、役員報酬(刑事事件)の虚偽記載が争点となったケースあり。
	会社の過失の内容	- 会社側から主観要件(過失がないこと)が主張されている例は極めて少数。 (民法上の過失と金商法上の過失のいずれを念頭においたものかは不明確ながら)経理規程の作成など、虚偽記載等を防止するための内部統制システムの構築不備を理由として過失がなかったとは言えないと判示した例あり。
	重要性	「重要な事項について虚偽の記載があり」について、投資家の投資判断及び市場における当該有価証券の価格形成に重要な影響を与える事項について、真実に合致しない記載があることと判断。財務諸表の虚偽記載の場合は、会計基準から逸脱した会計処理が行われたことをもって虚偽記載と判断。 - 具体的には、記載事項の質的重要性と量的重要性(真実の内容と虚偽に開示された内容との乖離の程度)に照らして判断されている。

近年の証券訴訟の状況(2)

- 前掲の証券訴訟に関する第1審判決の詳細は以下のとおり。
- 判決文の記載等から、原告の主な属性・数、時価総額の下落額(虚偽記載等の公表日から前後14営業日における平均額の差を算出)、認容額(遅延損害金を除く)等に関する情報を抽出したもの。

	判決	原告の主な属性・数		時価総額の下落額(百万円)	認容額(百万円)	備考
1	東京地判 平成26年11月27日	一般投資家集団訴訟	不明	72,305	不明	虚偽記載を防止するためのリスク管理体制に言及
2	大坂地判 平成27年7月21日	個人・法人株主集団訴訟	11	285,429	21	
3	東京地判 平成27年8月28日	法人	1	373	4	役員の過失に言及
4	東京地判 平成27年11月25日	一般投資家	1	524,994	78	
5	東京地判 平成28年12月20日	一般投資家集団訴訟	多数	17,719	不明	役員の故意・過失に言及
6	東京地判 平成29年2月24日	一般投資家	1	6,718	11	
7	東京地判 平成29年3月28日	一般投資家集団訴訟	8	6,401	13	
8	静岡地判 平成30年8月16日	法人	1	-15	—	
9	東京地判 令和元年9月30日	一般投資家	1	3,352	—	
10	大坂地判 令和2年3月27日	一般投資家	1	80,757	—	

近年の証券訴訟の状況(3)

	判決	原告の主な属性・数		時価総額の 下落額(百万円)	認容額(百万円)	備考
11	東京地判 令和2年7月6日	不明	不明	8,158	—	
12	東京地判 令和2年12月10日	一般投資家	1	6,451	—	
13	東京地判 令和3年4月27日	投資事業組合	1	1,652	7	会社の過失との関係で内部統制システムの構築不備について言及
14	東京地判 令和3年5月13日	機関投資家	2	80,757	162	
15	福岡地判 令和4年3月10日	一般投資家集団訴訟	21	80,757	15	
16	高松地判 令和5年3月28日	一般投資家集団訴訟	30	80,757	6	
17	大阪地判 令和5年5月16日	一般投資家	1	6,653	31	
18	東京地判 令和5年12月21日	海外機関投資家集団訴訟	104	80,757	107	
19	東京地判 令和6年3月22日	一般投資家集団訴訟	267	80,757	48	
20	大阪地判 令和7年5月9日	一般投資家集団訴訟	多数	80,757	不明	民法709条の文脈で組織的な不正な会計処理に関する役員の過失に言及

※ 有価証券報告書の監査をした監査法人が被告となった事例は3件(前掲No.17大阪地判令和5年5月16日、東京地判平成28年2月23日、東京地判平成29年7月19日)確認できたが、第1審では原告側の請求はいずれも棄却(ただし、東京地判平成29年7月19日の控訴審である東京高判平成30年3月19日は監査法人の元代表社員の責任を認定して総額約618百万円の請求を認容)。また、前掲No.5東京地判平成28年12月20日では主幹事証券会社の注意義務違反の有無が最高裁まで争われている(その後和解が成立した模様)。

※ 時価総額の下落額及び認容額は、百万円未満四捨五入。

課徴金事案の状況

- ❑ 継続開示書類（有価証券報告書等）の虚偽記載等に対する課徴金制度は、2005年の法律改正で導入。
- ❑ 課徴金制度は、開示制度の実効性確保と将来の違反行為の抑止を目的としたものであり、**重要性のある虚偽記載等**が対象となるが、**故意や過失は要件とされていない**。
- ❑ 課徴金納付命令は、実務上、証券取引等監視委員会による勧告を基に行われており、制度導入後の発行開示書類（有価証券届出書等）と継続開示書類の虚偽記載等に係る件数は、**148件**である（年度別の件数は以下のとおり（2025年8月末時点））。

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
件数	3	7	13	8	15	10	8	9	8	4
（うち非財務情報の虚偽記載に係る件数）	－	－	(1)	－	－	－	－	－	(1)	－

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
件数	7	2	8	7	8	6	9	5	5	6
（うち非財務情報の虚偽記載に係る件数）	－	－	－	(2)	－	－	(1)	－	－	－

《非財務情報の虚偽記載事案》

- ・2008年11月7日 (株)アーバンコーポレーション（臨時報告書における新株予約権付社債の発行に係る手取金の使途の虚偽記載）
- ・2014年7月1日 (株)三栄建築設計（有価証券報告書の「大株主の状況」及び「役員の状況」における所有株式数の虚偽記載）
- ・2020年1月30日 日本フォームサービス(株)（有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」における取締役会の開催状況等の虚偽記載）
- ・2020年2月27日 日産自動車(株)（有価証券報告書の「役員の報酬等」における取締役報酬の過少記載）
- ・2023年2月8日 (株)ディー・ディー・エス（有価証券報告書等の「事業等のリスク」における将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象等の不記載）

I. 虚偽記載等に対する責任のあり方(セーフハーバー・ルール)

(1) セーフハーバー・ルールの効果

(2) セーフハーバー・ルールの適用範囲

(3) セーフハーバー・ルールの内容・適用要件

II. 確認書制度の見直しについて

III. ご議論いただきたい事項

セーフハーバー・ルールの適用範囲(1)

- 第1回DWGでは、**不確実性が高く、正確性を求めることが投資者のニーズや企業負担の観点から必ずしも相当とは言えない情報**として、非財務情報のうちの将来情報、見積り情報、統制の及ばない第三者から提供された情報(これら総称して「**将来情報等**」という。)に限定すべきとの方向性について、概ね一致がみられた。
- 他方、**非財務情報全般を対象とすべき**との意見もあったところであるが、非財務情報の虚偽記載等についても投資者の投資判断や市場における価格形成に影響を与える可能性がある以上、その全般をセーフハーバーの対象とすることは、慎重であるべきと考えられる。
- 今般のセーフハーバー・ルールの目的が、金商法上の虚偽記載等に対する責任についての企業の懸念・負担を緩和することで、有価証券報告書における情報開示の充実を図ることにあることからすれば、まずは、その目的に整合的な範囲として、**将来情報等に限定**することとしてはどうか。

第1回DWGにおけるご意見(要約)

- ・ 事務局の提案に賛成。
- ・ 非財務情報に含まれる見積り要素を含む財務情報をセーフハーバーの対象となる可能性があるが、適用範囲を限定した方がよい。
- ・ 事務局提案に賛成だが、サステナビリティ情報の範囲が広がっていく中で、運用上の機動性も重要。
- ・ セーフハーバーの適用範囲がいたずらに広がることのないよう、対象となる情報の範囲に明確性が必要。
- ・ 対象の明確化は、企業、利用者、保証提供者のいずれの立場からも重要。
- ・ 製品の安全性等についての開示について、イベントドリブン訴訟が起こることがある。将来情報と現在情報の境界や財務情報と非財務情報の境界が不明瞭にならないよう整理が必要。
- ・ 非財務情報の開示内容に関してイベントドリブン訴訟が起こり得ることを考えると、非財務情報全般を対象とすることも視野に入れるべきではないか。

セーフハーバー・ルールの適用範囲(2)

- 第1回DWGでは、セーフハーバー・ルールの適用範囲を非財務情報(注記を含む財務諸表以外の情報)のうちの**将来情報等とすることに賛成**としつつも、**より明確化が必要**との意見があった。
- 適用範囲の明確化は必要であるものの、今後もサステナビリティ情報を含む非財務情報の拡大が予想されることを踏まえると、一定の柔軟性も必要。このため、例えば、以下のような考え方の大枠を内閣府令やガイドラインで示すこととしてはどうか。

(注1) なお、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG中間論点整理では、有価証券報告書の記載事項として、「将来情報等を含む記載箇所を特定した上で、これらの情報が含まれる旨」と「将来情報等が、事後的に異なるものとなる可能性がある事項については、その旨及び要因」を追加することが提言されている。これにより、セーフハーバーの適用対象となり得る箇所についての予見可能性が確保できると考えられる。

将来情報

- **有価証券報告書の作成時点からみて将来に関する情報であって、作成時点において金額、数量、事象の発生の有無等が確定していないものとする。**
- 有価証券報告書の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD&A)等に含まれる**将来の業績予想等についてはセーフハーバーの対象となるが**、財務数値を活用した上で当期中の業績を分析する部分については過去情報であり、対象外となる。

(注2) 米国の将来情報に係るセーフハーバー・ルールは、企業の商品・サービスを含む将来の事業のための経営の計画・目的の説明や、将来の経済的パフォーマンスに関する記述も対象としている。

統制の及ばない第三者から入手した情報

- **子会社や関連会社を除く第三者から取得した情報に基づき開示される情報とする。**
- データプロバイダーから取得した情報についても、企業においてその情報の正確性を検証することは困難であり、企業にとって不確実性が高いと考えられるため、セーフハーバーの対象とする。

(注3) データプロバイダーとは、例えば、Scope3GHG排出量の測定における2次データ(バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されないデータ)として業界平均、統計データなどを報告企業に提供する者を想定。

見積り情報

- **不確実性のある数値について、入手可能な情報を基に合理的な数値を算出することとする。**
- 一般に不確実性のあると考えられる情報をセーフハーバーの対象とするとの考え方から、**過去情報であっても、見積り情報である限り対象とする。**
- 引当金の金額等、財務諸表に記載される情報が非財務情報の項目に記載されていた場合、**財務諸表に密接に関連する情報として、セーフハーバーの対象外とする**(「主要な経営指標の推移」等も同様)。

I. 虚偽記載等に対する責任のあり方(セーフハーバー・ルール)

(1) セーフハーバー・ルールの効果

(2) セーフハーバー・ルールの適用範囲

(3) セーフハーバー・ルールの内容・適用要件

II. 確認書制度の見直しについて

III. ご議論いただきたい事項

セーフハーバー・ルールの内容・適用要件(1)

- 第1回DWGでは、セーフハーバー・ルールの内容・適用要件として、以下の提案を行った。
 - ① 主観要件を過失責任から重過失責任に見直す方法
 - ② 一定の要件の下で合理性のある開示がなされていれば、不正な記載とはみなされないとする方法
- 委員からは、**挙証責任を原告に戻した上で案①とするべき、案②が妥当であるが要件の充足が課題、信託の要件が課されるべき**といった多様な意見があった。

第1回DWGにおけるご意見(要約)

- 悪意又は重過失がない限り、民事責任を負わないようにしてほしい。また、挙証責任を原告側に戻してほしい。
- 案①に賛成。案②は、どういった場合に免責されるのか不明瞭であり、賛成できない。
- 虚偽記載等を「知っていた」という要件はかなり明確なのではないか。
- 民法709条の解釈にも参考となるようなセーフハーバーとするため、案②の方が意味がある。
- 案②は、そもそも過失の内容自体が不明確であることに留意する必要。
- SECの気候変動規則案に近い内容が望ましく、その意味で、企業側の立証責任がないことを前提に、案②に賛成。
- 法技術としては、案②の方が分かりやすいが、その要件の充足をどう確認するのかに課題がある。
- 案①は解釈の幅があり、免責を受けられるとは限らない。将来情報については一定の手続をとれば虚偽記載等に当たらないとし、第三者提供情報については一定の場合に免責とすることが適当。
- 合理的なプロセスの下に書類が作成され、そのプロセスが開示されていれば虚偽記載はないとすることが適当。
- 案①は、以下の点から不十分。
 - 英米の制度は、コモンロー上の詐欺の不法行為に基づく損害賠償請求の要件を前提に、証券訴訟の損害賠償の要件を組み立てているもの。民法709条の不法行為をベースとする損害賠償責任とは背景が異なること
 - 重過失と過失の違いは裁判所による認定事実の規範的評価に依存するものであり、判決で最終的に判断されること
 - 無過失責任とされている発行開示の虚偽記載の免責を考えた場合、主観要件の見直しは検討しにくいこと
- 将来情報等が一定のプロセスから生み出された合理性を持った情報である必要。その意味で案②が妥当であり、これはSSBJ基準の考え方とも整合的。
- 将来情報等は軽過失では責任を問われないことを法文上示しておくべき。案②については、開示体制・手続の整備・運用状況が有価証券報告書に記載され、それを経営者が確認することで、免責につながるということが明確になると良い。
- 案②に加えて、主観要件を重過失に変えるべき。また、個別の原告投資家の事情に着目する信託の要件が課されるべき。

セーフハーバー・ルールの内容・適用要件(2)

- ❑ 第1回DWGの議論を踏まえると、案①は、挙証責任を原告に課した上で主観要件を見直す方法と主観要件のみを見直す方法に大別される。
- ❑ 案①については、金商法の民事責任規定の枠内で挙証責任を原告に課すことの困難さ、セーフハーバーとしての明確性の低さ、他の責任規定への応用の困難さ等の課題が認められる。

挙証責任の転換について

- 流通市場開示の虚偽記載等に対する会社の責任を定める金商法21条の2の2014年改正の際、「**投資者の訴訟負担が過大にならないよう**、立証責任を転換し、提出会社が自己の無過失の立証責任を負うこととすることが適当」とされた。
- 金商法21条の2(その他の民事責任規定も同様)の枠組の中で**立証責任を原告に戻すことは、同条の立証負担の考え方になじまない**可能性。

主観要件のみの見直しについて

- 主観要件のみの見直しによることとした場合、以下のような懸念があると言えるのではないか。
 - 金商法を根拠とする証券訴訟において、そもそも過失の内容が争点化されていない状況であること、違法行為に対しては重過失責任が認められ得るとの考え方^(注)があることを踏まえると、**セーフハーバーとして機能するか不透明**
(注) 会社法429条第1項の会社役員の対第三者責任は重過失責任とされているが、違法な業務の執行によって同項の責任を問われた事案が複数報告されている(岩原伸作編『会社法コンメンタール9－機関(3)』(商事法務))
 - 元々故意・過失を問わない**課徴金や発行開示の民事責任の免責が困難**になる
- 信託の要件については、その立証責任を原告に課した場合、**立証負担が過大になるおそれがあり、投資者の訴訟負担が過大にならないように配慮された金商法の民事責任規定の考え方になじまない**可能性。

セーフハーバー・ルールの内容・適用要件(3)

- 案②のイメージは以下のとおり。明確性や法技術的な観点から、より優位性が高いと考えられる。

案②のイメージ

非財務情報のうちの将来情報等については、その合理性が確保されていると認められる場合には、金商法上の民事責任の規定を適用しない

《考え方》

- 「合理性が確保されていると認められる場合」としては、情報開示に係る体制の整備と開示の要素を考慮することが明確性の観点からも適当と考えられる(次頁参照)。
- 課徴金等の行政責任の免責についても、基本的に同様の要件とする。
- 金商法上の民事責任規定が適用されなくても、投資者が将来情報等の虚偽記載等と損害との因果関係や会社の過失を立証した上で、一般不法行為法上の責任を追及することは可能と考えられる。

《追加検討事項》

- 発行開示における責任や役員の責任についても、同様の要件の下でセーフハーバーの対象とすることが考えられるか。
- 民事責任の免責については、故意犯処罰を原則とする刑事責任の免責を検討しないこととの整合性を踏まえ、上記の要件に加えて、故意でないことも要件とすることも考えられるか。

(注) 米国の将来情報のセーフハーバー・ルールについては、発行者側の悪意を投資者側が立証する必要があるとされている。

セーフハーバー・ルールの内容・適用要件(4)

- 有価証券報告書と確認書には、以下の事項の記載が求められることとなる。こうした開示を通じて、**企業内のガバナンス機関さらには経営者が関与する形で開示手続の整備と向上が進み、その結果として非財務情報等の将来情報等の合理性も確保される**ことが期待される。
- このため、**以下の有価証券報告書と確認書の記載事項が真実であることを前提に、その開示をもってセーフハーバーが適用されるもの**とすることが考えられる。

有価証券 報告書

- SSBJ基準において、ガバナンス情報として、**サステナビリティ関連のリスクと機会**について、以下の事項の開示が求められている。
 - ・ その監督に責任を負うガバナンス機関の名称・その責任
 - ・ どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか 等
- サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWGにおいて、有価証券報告書の記載事項として、
 - ・ 将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程
 - ・ 情報の入手経路を含む将来情報等の適切性を検討し、評価するための社内の手続を追加することが提案されている。

確認書

- 確認書の記載事項に、経営者が**非財務情報を含む開示手続を整備している旨とその実効性を確認した旨**を追加することを提案している(後記)。
- 開示手続の範囲は、上記有価証券報告書の記載事項の開示も含まれる。

I. 虚偽記載等に対する責任のあり方(セーフハーバー・ルール)

- (1) セーフハーバー・ルールの効果
- (2) セーフハーバー・ルールの適用範囲
- (3) セーフハーバー・ルールの内容・適用要件

II. 確認書制度の見直しについて

III. ご議論いただきたい事項

確認書制度の見直しについて

- 第1回DWGでは、代表者及び最高財務責任者が有価証券報告書の記載内容が適正であることを確認する現行の確認書の記載事項に、以下の事項を追加することを提案。
 - ・ 開示手続を整備していること
 - ・ 開示手続の実効性を確認したこと
- 委員からは、確認書の対象は有価証券報告書全体に及んでいるため、見直し不要との意見もあったものの、
 - ・ 非財務情報の拡充が進む中で、情報開示に対する経営者の意識付けの向上が必要
 - ・ セーフハーバーの要件との関係でも経営者が開示手続について確認することは重要といった観点から、概ね、事務局提案に賛同を得られた。
- 経営者の意識付けの向上やセーフハーバーの要件との接続といった観点の合理性のほか、諸外国の制度と比較しても整合性があり、また、企業に過剰な負荷を求めるものではないと考えられるため、提案のとおり、記載事項を追加することとしてはどうか。

第1回DWGにおけるご意見(要約)

- ・ 企業の開示プロセスの構築は、開示情報の精度を上げると同時に、開示情報が経営まで明確に伝わって行動につながるという意味でも有用。そのため、事務局提案に賛成。
- ・ 米国の宣誓書制度を参考に、記述の拡充が必要。
- ・ 開示手続の整備・実効性の確認を確認書に明記することをセーフハーバー・ルール of 適用の前提とするべき。
- ・ 有価証券報告書の適正性の一層の確保に向けた経営者の姿勢を明確に示すことは極めて重要。
- ・ 反対ではないが、現状の文言でも、開示手続の整備等は求められていると考えられる。
- ・ 非財務情報が拡充する中で、開示手続の重要性や戦略への対応等についての経営者の目線が重要になっている。経営者の姿勢を示すために、事務局提案に賛成。
- ・ サステナビリティ情報は、重要性の判断において利用者の特性や企業自身の状況を考慮する必要があり、企業の判断が強く求められる。その観点から経営者の意識付けの向上のために、事務局提案に賛成。
- ・ 開示体制・手続の整備・運用状況が有価証券報告書に記載され、それを経営者が確認することで、免責につながるということが明確になると良い(再掲)。
- ・ 確認書の対象は既に有価証券報告書全体に及んでいることから、記載事項の追加は不要。
- ・ 英米や欧州大陸諸国においてどのような制度になっているのか、確認が必要ではないか。

[参考] 金融商品取引法上の確認書と米国SOX法上の宣誓書

- 米国の「宣誓書」においては、財務情報・非財務情報を含む**企業の開示統制・手続**に対する経営者の評価等について記載が求められている。

	本邦の「確認書」	米国の「宣誓書」
根拠規定	金融商品取引法第24条の4の2	サーベンス・オクスリー法第302条
署名者	代表者及び最高財務責任者	筆頭業務執行役員、筆頭財務担当役員
記載事項	① 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項 - 確認した有価証券報告書の事業年度 - 代表者及び最高財務責任者が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨 - 確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由 ② 特記事項	① 署名者が年次報告書等のレビューを行ったこと ② 重要な事項につき虚偽の表示・省略がないこと ③ 財務情報が全ての重要な点において企業の財政状態、経営成績、キャッシュフローの状況を適切に表示していること ④ 開示統制・手続に関する次の事項 - その確立・維持に署名者が責任を負っていること - 重要な情報が署名者に確実に知らされるよう設計していること - 署名者がその実効性を評価し、その結論を年次報告書等に記載したこと ⑤ 監査人等に報告した内容(財務報告に係る内部統制につき重大な欠陥があること等)

(注1) 「開示統制・手続」とは、開示が要求される事項(財務情報を含む)が提出期間内に記録、報告等が行われることを確保するための発行者の統制その他の手続をいい、開示に関する適時の決定を可能とするために、発行者の経営陣に蓄積され、伝達されることを確保するために設計された統制及び手続を含むが、これらに限定されないとされている。

(注2) 米国の宣誓書の虚偽記載については、悪意の場合は100万ドル以下の罰金・10年以下の懲役、故意の場合は500万ドル以下の罰金・20年以下の懲役が科される。

[参考]米国の宣誓書制度 - SOX法第302条抜粋 -

[SARBANES-OXLEY ACT OF 2002 Sec. 302. Corporate responsibility for financial reports.]

- (a)REGULATIONS REQUIRED. — The Commission shall, by rule, require, for each company filing periodic reports under section 13(a) or 15(d) of the Securities Exchange Act of 1934 (15 U.S.C. 78m, 78o(d)), that the principal executive officer or officers and the principal financial officer of officers, or persons performing similar functions, certify in each annual or quarterly report filed or submitted under either such section of such Act that —
- (4)the signing officers:
- (A) are responsible for establishing and maintaining internal controls;
 - (B) have designed such internal controls to ensure that material information relating to the issuer and its consolidated subsidiaries is made known to such officers by others within those entities, particularly during the period in which the periodic reports are being prepared;
 - (C) have evaluated the effectiveness of the issuer's internal controls as of a date within 90 days prior to the report; and
 - (D) have presented in the report their conclusions about the effectiveness of their internal controls based on their evaluation as of that date;

[サーベンス・オクスリー法 第302条 財務報告に関する企業責任]

- (a)要求される規則 — 委員会は、規則により、1934年の証券取引法第13条(a)又は第15条(d)(15 U.S.C.78m, 78o(d))に基づいて定期報告を提出する各企業に対して、1人又は複数の主要な執行役員及び1人又は複数の主要な財務役員又は類似の職務を遂行する者が、当該法令のこれらの規定に基づいて提出される年次報告又は四半期報告において、次のことを証明することを要求する。
- (4)署名役職員
- (A) 内部統制を確立し、維持する責任を有すること。
 - (B) 発行者及びその連結子会社に関する重要な情報が、特に定期報告が作成されている期間中に、これらの機関の内部の他者によって当該役員に周知されることを確保するための内部統制を設計していること。
 - (C) 報告日前90日以内の日をもって、発行者の内部統制の有効性を評価していること。
 - (D) 同日現在の評価に基づき、内部統制の有効性に関する結論を報告書に記載していること。

[SEC Rule]

§ 240.13a-15 Controls and procedures

- (e) For purposes of this section, the term disclosure controls and procedures means controls and other procedures of an issuer that are designed to ensure that information required to be disclosed by the issuer in the reports that it files or submits under the Act (15 U.S.C. 78a et seq.) is recorded, processed, summarized and reported, within the time periods specified in the Commission's rules and forms. Disclosure controls and procedures include, without limitation, controls and procedures designed to ensure that information required to be disclosed by an issuer in the reports that it files or submits under the Act is accumulated and communicated to the issuer's management, including its principal executive and principal financial officers, or persons performing similar functions, as appropriate to allow timely decisions regarding required disclosure.

[SEC Rule]

§ 240.13a-15統制および手続

- (e)この節の規定の適用上、「開示統制・手続」とは、発行者が法(15 U.S.C.78a以下参照)の規定に基づいて提出する報告書において開示することを要求される情報が、委員会の規則及び様式に定める期間内に記録され、処理され、要約され、及び報告されることを確保するための当該発行者の管理その他の手続をいう。開示統制・手続には、法に基づいて提出する報告書において発行者が開示することを要求される情報が、必要に応じて、開示に関する適時の決定を可能とするために、発行者の主要な経営幹部及び主要な財務担当者又はこれらと同様の機能を果たす者を含む発行者の経営陣に蓄積され、伝達されることを確保するために設計された管理及び手続を含むが、これらに限定されない。

(注) SEC規則では、SOX法302条(a)(4)の「internal controls」に対して、「disclosure controls and procedures」という非財務情報を含む別の用語が置かれている。

[出典]Securities and Exchange Commission (SEC)ウェブサイト(<https://www.sec.gov/rules-regulations/statutes-regulations>)

[参考]宣誓書の開示例

[Apple Inc. FORM 10-K/Exhibit 31.1 CERTIFICATION (November 1, 2024) (抜粋)]

4. The Registrant's other certifying officer(s) and I are responsible for establishing and maintaining disclosure controls and procedures (as defined in Exchange Act Rules 13a-15(e) and 15d-15(e)) and internal control over financial reporting (as defined in Exchange Act Rules 13a-15(f) and 15d-15(f)) for the Registrant and have:

- (a) Designed such disclosure controls and procedures, or caused such disclosure controls and procedures to be designed under our supervision, to ensure that material information relating to the Registrant, including its consolidated subsidiaries, is made known to us by others within those entities, particularly during the period in which this report is being prepared;
- (b) Designed such internal control over financial reporting, or caused such internal control over financial reporting to be designed under our supervision, to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles;
- (c) Evaluated the effectiveness of the Registrant's disclosure controls and procedures and presented in this report our conclusions about the effectiveness of the disclosure controls and procedures, as of the end of the period covered by this report based on such evaluation; and
- (d) Disclosed in this report any change in the Registrant's internal control over financial reporting that occurred during the Registrant's most recent fiscal quarter (the Registrant's fourth fiscal quarter in the case of an annual report) that has materially affected, or is reasonably likely to materially affect, the Registrant's internal control over financial reporting; and

4. 登録者の他の認定担当者及び私は、登録者の開示統制・手続(証券取引法規則13aから15(e)及び15dから15(e)に定義されるもの)ならびに財務報告に関する内部統制(証券取引法規則13aから15(f)及び15dから15(f)に定義されるもの)を確立及び維持する責任を負い、以下のことを実施した。

- (a) 連結子会社を含む登録者に関する重要な情報が、特に、本報告書の作成期間中に、これらの機関の内部の他者によって我々経営陣に開示されることを確保するための開示統制・手続を設計し、または我々経営陣の監督の下で設計させた。
- (b) 一般的に受け入れられている会計原則に従った外部目的のための財務報告の信頼性及び財務諸表の作成に関して合理的な保証を提供するために、財務報告に係る内部統制を設計し、または我々経営陣の監督下で設計させた。
- (c) 登録者の開示統制・手続の有効性を評価し、当該評価に基づき、この報告書の対象となる期間の終了時における開示統制・手続の有効性に関する我々経営陣の結論をこの報告書において提示した。
- (d) 登録者の直近の会計四半期(年次報告書の場合は、登録者の第四会計四半期)中に発生した、登録者の財務報告に係る内部統制の変更のうち、登録者の財務報告に係る内部統制に重大な影響を与えた、または重大な影響を与える可能性が合理的に高いものを、この報告書で開示した。

I. 虚偽記載等に対する責任のあり方(セーフハーバー・ルール)

(1) セーフハーバー・ルールの効果

(2) セーフハーバー・ルールの適用範囲

(3) セーフハーバー・ルールの内容・適用要件

II. 確認書制度の見直しについて

III. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

虚偽記載等 に対する責任 のあり方

- セーフハーバー・ルールの効果について、民事責任のほか、課徴金を免責の対象とすることについてどう考えるか。
- セーフハーバー・ルールの適用範囲の明確化について、どう考えるか。
- セーフハーバー・ルールの内容・適用要件について、案①と案②のいずれが妥当と考えるか。

確認書制度の 見直し

- 確認書の見直しの方向性について、留意すべき点はないか。